

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

表 彰 規 程

第 1 条 ソフトテニスの普及発展に尽力し功労顕著なる者、成績優秀にして他の模範となる者、又は本連盟事業に特に功績のあった者について、理事会の承認を得て表彰する。

第 2 条 表彰は次の各号について行う。

- (1) 本部功労者
- (2) 支部功労者
- (3) 優秀監督および優秀選手
- (4) 優良団体
- (5) 国際大会入賞者
- (6) 大会入賞選手
- (7) 特別功労者または団体
- (8) その他、特に必要と認めたもの

第 3 条 表彰される者には、原則として表彰状（感謝状）及び記念品を授与する。

第 4 条 表彰は、原則として毎年 1 回行う。ただし、第 2 条 6 号の表彰については、随時行う。

第 5 条 本部功労者は、長年にわたりソフトテニスの普及発展並びに本連盟事業に対する功績が特に顕著であり、かつ人格高潔である者について表彰する。

2 本部功労者の推薦基準は、概ね下記の各号のとおりとし、総務委員会から推薦する。

- (1) ソフトテニスの振興発展に著しく功労のあった者
- (2) 10 年（通算）以上、本部役員として功労のあった者
- (3) 満 50 歳以上の者

ただし、事情により上記の年限は短縮することができる

第 6 条 支部功労者は、地方ソフトテニスの振興発展並びに支部の事業について功労顕著であり、かつ人格高潔である者について表彰する。

2 支部功労者の推薦基準は、概ね下記の各号のとおりとする。

- (1) 支部におけるソフトテニスの発展に著しく貢献した者
- (2) 7 年（通算）以上支部役員として、功労のあった者

ただし、事情により上記の年限は短縮することができる

3 支部から推薦できる人員は、毎年 2 名以内とする。

4 支部功労者を推薦する場合は、氏名、年齢、生年月日、推薦理由等、必要事項を記載した申請書

を、毎年１０月末日までに本連盟に提出しなければならない。

第 7 条 優秀監督及び優秀選手は、当該年度において優秀な成績を収めた者を、別に定める基準に基づき表彰する。

第 8 条 優良団体は、多年にわたりソフトテニスの振興発展に寄与した団体、又は成績優秀な団体で他の模範とする団体について表彰する。

2 支部から推薦できる優良団体は、毎年１団体以内とする。

3 優良団体を推薦する場合は、団体名、推薦理由等必要事項を記載した申請書を、毎年１０月末日までに連盟に提出しなければならない。

第 9 条 国際大会入賞選手は、当該年度の国際大会で優秀な成績を収めた者について、別に定める基準に基づき表彰する。

第 10 条 大会入賞選手は連盟主催大会等の入賞者について、別に定める基準に基づき表彰する。

第 11 条 特別功労者及び団体は、本連盟事業に対し特に協力し、著しい功績のあった者及び団体について表彰することができる。

2 特別功労者及び団体は、総務委員会から推薦する。

第 12 条 この規程の改正は、理事会の決議を経て改正することができる。

附 則 1. この規程は、昭和３２年 ４月 １日から施行する。

2. この規程は、平成 ３年 ４月 １日から施行する。

3. この規程は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

4. この規程は、令和 ４年１０月 ３日から施行する。

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

優秀監督および優秀選手表彰基準

1. 国内主要大会で優秀な成績を収めた監督および選手に対し、その功績を評価し、以後の一層の活動を奨励するために、次のとおり表彰する。
2. 優秀監督は高校・大学・実業団の監督に対し、次項3の大会を対象とする実績評価ポイントを合算して順位を決定する。男女の各第1位を最優秀監督、男女の各第2位を優秀監督として表彰する。
また、中学生・小学生の監督に対しては、全日本中学生大会並びに全日本小学生選手権大会の実績より男女の各第1位を最優秀監督、男女の各第2位を優秀監督として表彰する。
外部コーチが認められている場合は、実際に指導にあたった者を、最優秀監督および優秀監督として表彰対象とする。

3. 実績評価ポイント

対象大会	1 位	2 位	3～4位	5～8位
全日本高校（団体） ① 全日本学生（学校対抗） STリーグ	12	8	5	3
全日本高校選抜 ② 全日本学生王座 全日本実業団選手権	7	5	3	2

なお、同ポイントの場合は、①の大会の上位者を優位とする。また、該当者に事故あるときは、次位者を繰り上げる。

4. 前項3の実績評価ポイントは、全日本高校選抜については表彰年度の前年度の大会、全日本高校選抜以外の大会については表彰年度の大会を対象として集計する。
5. 最優秀監督および優秀監督には、表彰盾を授与する。
6. 優秀選手は、当該年度のポイント制に基づく上位ペアに対し、男女第1位を最優秀選手、第2位を優秀選手、第3位を敢闘選手として表彰する。

7. ポイント表

対象大会	1	2	ベスト4	ベスト8	ベスト16	ベスト32
全日本選手権大会	210	80	60	40	20	10
全日本社会人選手権大会 一般	70	50	30	20	10	5
全日本社会人選手権大会 35歳	20	10	5			
全日本社会人選手権大会 45歳	10	5				
全日本ミックスダブルス選手権大会 一般	60	40	20	10	5	
全日本シングルス選手権大会	30	20	10	5	2.5	
全日本学生選手権大会	60	40	20	10	5	
全日本高校選手権大会	40	20	10	5		
東・西 日本選手権大会	50	30	20	10	5	

8. 最優秀選手、優秀選手、敢闘選手には、表彰盾を授与する。

9. 附 則

1. この基準は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
2. この基準は、平成 3 年 11 月 9 日から施行する。
3. この基準は、平成 6 年 11 月 5 日から施行する。
4. この基準は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
5. この基準は、平成 25 年 6 月 15 日から施行する。
6. この基準は、平成 27 年 5 月 23 日から施行する。
7. この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

国際大会入賞者表彰基準

1. 当該年度の国際大会において優秀な成績を収めた者に対し、その功績を評価し、以後の一層の活動を奨励するために、次のとおり表彰する。
2. 国際大会は、アジア競技大会・世界選手権大会・アジア選手権大会・アジアカップ（アジア競技大会プレ大会）とする。
3. 国際大会の団体戦および個人戦の優勝・準優勝・第3位に対し、別表1のとおり記念品を授与する。
4. 国際大会の団体戦および個人戦の優勝に対し、別表2のとおり活動奨励金を授与する。
5. 附 則
 1. この基準は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
 2. この基準は、平成 6 年 1 1 月 5 日から施行する。
 3. この基準は、平成 2 3 年 1 月 2 9 日から施行する。
 4. この基準は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
 5. この基準は、平成 2 6 年 1 1 月 3 日から施行する。
 6. この基準は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1

種 別	成 績	対 象 者
団体戦	優 勝	団長・監督・コーチ・トレーナー・選手
	準優勝・第3位	
個人戦	優 勝	選手
	準優勝・第3位	

注 1 複数の種別で入賞した場合、ひとつの表彰品に該当成績を記載する。

別表 2

種 別	成 績	大会区分	活動奨励金の額	対 象 者
団体戦	優勝	アジア競技大会	300,000 円	監督・コーチ・トレーナー・選手
		世界選手権大会	200,000 円	
		アジア選手権大会	100,000 円	

		アジアカップ		
個人戦	優勝	アジア競技大会	300,000 円	選手
		世界選手権大会	200,000 円	
		アジア選手権大会	100,000 円	
		アジアカップ		

注 1 複数の種別で優勝した場合における、活動奨励金の加算は、最大 2 種別までとする。

例：アジア競技大会で団体戦優勝とシングルス優勝の場合、活動奨励金 600,000 円を授与。

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

国内大会入賞選手表彰基準

1. 大会入賞選手に対する表彰は、次の大会について行う。

(1) (公財) 日本ソフトテニス連盟主催大会

(2) その他、連盟が特に認めた大会

ただし、大会主催者からの申請に基づき行うものとする。

2. 連盟主催大会入賞者の表彰数と授与するものは、下記のとおりとする。

大会名	優勝杯	メダル等	賞状	レプリカ	備考
全日本選手権大会	1位	1～3位	1～3位	1位	各種別
全日本社会人選手権大会	1位	1～3位	1～3位		各種別
全日本ミックスダブルス選手権大会	1位	1～3位	1～3位		各種別
全日本シニア選手権大会	1位	1～3位	1～3位		各種別
全日本インドア選手権大会	1位	1～3位	1～3位		各種別
全日本シングルス選手権大会	1位	1～3位	1～3位		各種別
全日本実業団選手権大会	1位	1～3位	1～3位	1位	各種別
STリーグ	1～3位 (盾)	1～3位	1～3位		各種別
STリーグⅡ	1～3位 (盾)		1～3位		各種別
全日本クラブ選手権大会	1位	1～3位	1～3位		各種別
全日本高校選抜大会	1位	1～3位	1～3位		各種別
全日本ジュニア選手権大会	1位	1～3位	1～3位		各種別
都道府県対抗全日本中学生大会	1位	1～5位 (5位 小メダル)	1～5位		各種別 参加賞 (バッジ)
全日本学生選手権大会		1～3位	1～3位		各種別
全日本高校選手権大会	1位	1～5位 (5位 小メダル)	1～5位		各種別
全国中学校大会	1位 (旗)	1～5位 (5位 小メダル)	1～5位		各種別 参加賞 (バッジ)
全日本小学生選手権大会	1位	1～9位 (5～9位 小メダル)	1～9位		各種別 参加賞 (バッジ)
東日本選手権大会		1～3位 (小メダル)	1～3位		各種別
西日本選手権大会		1～3位 (小メダル)	1～3位		各種別
全日本レディース決勝大会		1～3位	1～3位		各種別
全日本レディース決勝大会シニアの部		1～3位	1～3位		各種別
全日本レディース大会 (個人戦)		1～3位	1～3位		各種別
ジュニアジャパンカップ	1位	1～3位	1～3位		各種別

全国小学生大会	1 位	1 ～ 9 位 (5 ～ 9 位 小	1 ～ 9 位		参加賞（バッジ）
ハイスクールジャパンカップ	1 位	1 ～ 3 位	1 ～ 5 位		各種別

3. 各都道府県連盟主催の小・中学生大会（個人戦）については、表彰状および小メダルを各上位 4 ペアに授与する。
4. その他、連盟が認めた大会には、賞状・メダル等を授与する。

附 則

1. この基準は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
2. この基準は、平成 6 年 1 1 月 5 日から施行する。
3. この基準は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
4. この基準は、平成 2 7 年 5 月 2 3 日から施行する。
5. この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
6. この基準は、令和 4 年 5 月 2 4 日から施行する。
7. この基準は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

全日本ランキング制定基準

1. 当該年度の国内における各種大会において優秀な成績を収めた者に対し、ランキングを制定して毎年一回発表する。
2. ランキングの種別は、次のとおりとする。

① 総合 ランキング 男子 ・ 女子

② 社会人 ランキング 一般男子・一般女子 ・男子35歳 ・女子35歳
 男子45歳 ・女子45歳
 シニア男子50歳 ・シニア女子50歳
 シニア男子55歳 ・シニア女子55歳
 シニア男子60歳 ・シニア女子60歳
 シニア男子65歳 ・シニア女子65歳
 シニア男子70歳 ・シニア女子70歳
 シニア男子75歳 ・シニア女子75歳
 シニア男子80歳 ・シニア女子80歳
 ミックスダブルス一般 ・ミックスダブルス35歳
 ミックスダブルス45歳・ミックスダブルス50歳
 ミックスダブルス55歳・ミックスダブルス60歳
 ミックスダブルス65歳・ミックスダブルス70歳

③ シングルス ランキング 男子 ・ 女子

④ 大学 ランキング 男子 ・ 女子

⑤ ジュニア ランキング 男子U-14ダブルス・女子U-14ダブルス
 男子U-17ダブルス・女子U-17ダブルス
 男子U-20ダブルス・女子U-20ダブルス
 男子U-14シングルス・女子U-14シングルス
 男子U-17シングルス・女子U-17シングルス
 男子U-20シングルス・女子U-20シングルス

⑥ 高校 ランキング 男子 ・ 女子

⑦ 中学 ランキング 男子 ・ 女子

⑧ 小学生 ランキング 男子 ・ 女子

3. 総合ランキングは、次のポイント表による総合点で、順位を決定する。

ポ イ ン ト 表

大会名	1	2	ベスト4	ベスト8	ベスト 16	ベスト 32
全日本選手権大会	210	80	60	40	20	10
全日本社会人選手権大会 一般	70	50	30	20	10	5
全日本社会人選手権大会 35歳	20	10	5			
全日本社会人選手権大会 45歳	10	5				
全日本ミックスダブルス選手権大会 一般	60	40	20	10	5	
全日本シングルス選手権大会	30	20	10	5	2.5	
全日本学生選手権大会	60	40	20	10	5	
全日本高校選手権大会	40	20	10	5		
東・西 日本選手権大会	50	30	20	10	5	

ただし、①全日本選手権出場のペアをもって対象とする。

②全日本選手権以外（全日本シングルス選手権大会を除く）の大会については、上記のポイント表により加算するが、ペアが異なる場合は、取得ポイントの1/2とする。

4. 総合ランキング以外の種別は、各の対象大会の実績で順位を決定するが、ランク数は大会参加組数の1/4を限度とする。

附 則 1. この基準は、令和 4年10月 3日から施行する。